18. 除雪機械運転員資格基準

（白　紙）

除雪機械運転員資格基準

第１条　目的

この基準は、道路除雪作業において、一般車両及び歩行者の安全と作業者自身の安全を確保するとともに、施工能率の向上を図るために、除雪機械運転員の資格を定めるものである。

第２条　用語の定義

１．この基準において「建設機械施工技士」とは、建設業法施行令第27条の３（昭和31年8月29日政令273号）に規定する建設機械施工の技術検定に合格した者をいう。

２．この基準において、「技能講習」とは、労働安全衛生規則第78条第21号（昭和47年9月30日労働省令第32号）に規定する車両系建設機械運転技能講習をいう。

３．この基準において「除雪講習」とは、道路部長が指定する機関が行う講習をいう。

第３条　適用

この基準は，東北地方整備局が施工する国土交通省直轄管理国道の除雪作業等における除雪機械の運転員に適用する。

第４条　運転員の資格基準

１．運転員は、道路交通法に規定する当該機械の運転に必要な免許を所有していなければならない。

２．運転員は、前項によるほか、別表－１に該当する資格を有していなければならない。

第５条　運転員の除雪講習

運転員は、「除雪講習」を受講して技能の維持と向上に努めなければならない。

第６条　除雪機械運転員届

道路維持工事等（除雪作業を含む）の請負に当って、請負工事用建設機械貸付仕様書様式－４の２により、除雪機械運転員届を提出させるものとする。

附則

第４条第２項別表－１の「除雪講習修了」の資格を有する者とは、除雪講習終了後５年以内の者とする。

除雪機械運転員資格基準

（別表－１）

除雪機械運転員資格基準

運転する除雪機械	所有すべき免許	必要な資格	経験年数		摘要
			車両種別	経験年数	
除雪トラック	大型免許	除雪講習修了	大型自動車	1	
除雪グレーダ	大型特殊免許（装輪式）	建設機械施工技士（３種）又は技能講習修了、及び除雪講習修了	大型特殊自動車（装輪式）	2	
除雪ドーザ及びトラクタショベル（装輪式）	〃	建設機械施工技士（１種）又は技能講習修了、及び除雪講習修了	大型特殊自動車（装輪式）	1	
ロータリ除雪車	〃	除雪講習修了	大型特殊自動車（装輪式）	2	大型特殊自動車に属する小形除雪車を含む（50ＰＳ以上）
小型除雪車	小型特殊免許	〃	普通自動車又は軽自動車	2	
小型除雪機（ハンドガイド式）	――	〃	小型特殊運転免許相当以上	1	
凍結防止剤散布車	普通免許	〃	普通自動車	1	
	大型免許	〃	大型自動車	1	